

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

背景・必要性

- 我が国における2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、洋上風力発電は、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされている。
- 2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成目標を掲げており、領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、「再エネ海域利用法」という。）に基づく案件形成の促進に加え、我が国の排他的経済水域（以下、「EEZ」という。）における案件形成に取り組んでいく必要がある。
- こうした中、現在の再エネ海域利用法では、適用対象を「領海及び内水」としており、EEZについての定めはないことから、EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る制度を創設する。
- また、洋上風力発電事業の案件形成の促進に当たって、海洋環境等の保全の観点から適切な配慮を行うため、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下、「促進区域」という。）の指定の際に、国が必要な調査を行う仕組みを創設する。

【目標・効果】

EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置許可や、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を通じて、海洋再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

(KPI)

2030年までに1,000万kW、
2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成

法案の概要

○EEZに設置される洋上風力発電設備について、長期間の設置を認める制度を創設。

【EEZにおける洋上風力発電設備の設置までの流れ】

- ①経済産業大臣は、自然的条件等が適当である区域について、公告縦覧や関係行政機関との協議を行い、募集区域として指定することができる。
- ②募集区域に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、設置区域の案や事業計画の案を提出し、経済産業大臣及び国土交通大臣による仮の地位の付与を受けることができる。
- ③経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮の地位の付与を受けた事業者、利害関係者等を構成員とし、発電事業の実施に必要な協議を行う協議会を組織するものとする。
- ④経済産業大臣及び国土交通大臣は、協議会において協議が調った事項と整合的であること等の許可基準に適合している場合に限り、設置を許可することができる。

※EEZにおける洋上風力等に係る発電設備の設置を禁止し、募集区域以外の海域においては設置許可は行わない。

○促進区域（領海及び内水）及び募集区域（EEZ）の指定等の際に、海洋環境等の保全の観点から、環境大臣が調査を行うこととし、これに伴い、環境影響評価法の相当する手続を適用しないこととする。

改正内容の概要 ※赤枠が改正部分

領海・内水

①法定協議会

- ・経産大臣、国交大臣、農水大臣、自治体等による利害関係調整

※環境大臣による海洋環境調査の実施

②促進区域の指定

- ・経産大臣、国交大臣による促進区域の指定

③事業者の選定

- ・経産大臣、国交大臣による事業者の選定

④海域の占用許可

- ・国交大臣による選定事業者への海域の占用許可

※事業者が行う環境影響評価手続の一部適用除外

EEZ

①募集区域の指定

- ・関係行政機関との協議の上、経産大臣による募集区域の指定

※環境大臣による海洋環境調査の実施

②事業者への仮の地位の付与

- ・経産大臣、国交大臣による事業者への仮の地位の付与（仮許可）

③法定協議会

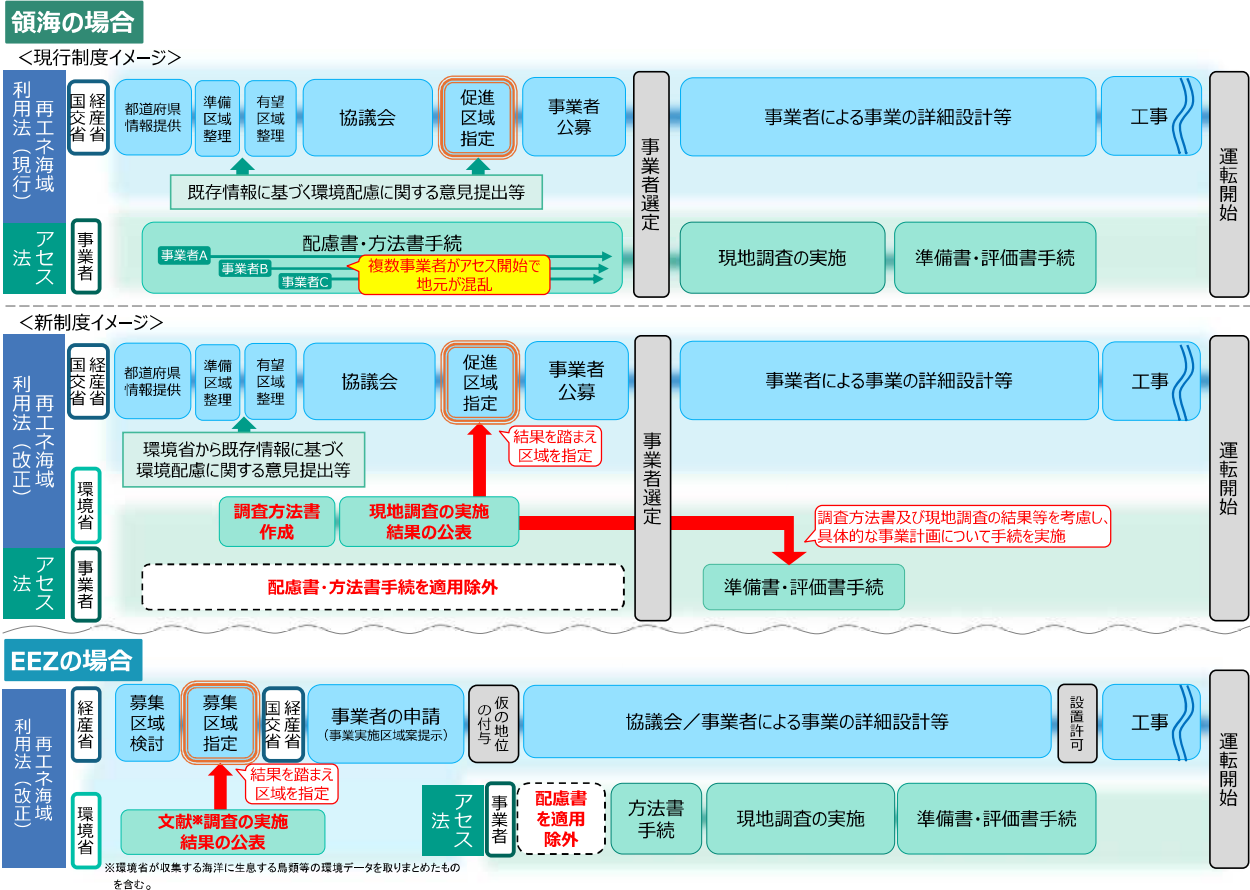
- ・経産大臣、国交大臣、農水大臣、仮許可事業者等による利害関係調整

※事業者が行う環境影響評価手続の一部適用除外

④設置の許可

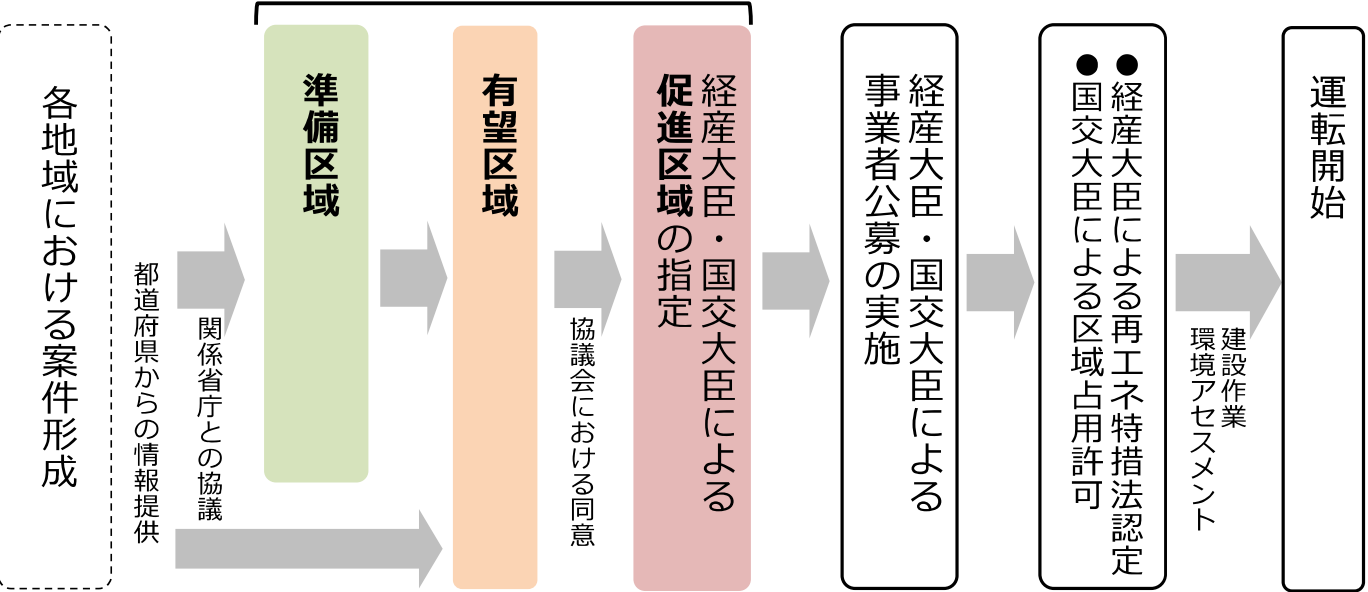
- ・経産大臣、国交大臣による仮許可事業者への設置許可

洋上風力発電事業に係る環境配慮イメージ



再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

毎年度、区域を指定・整理し、公表

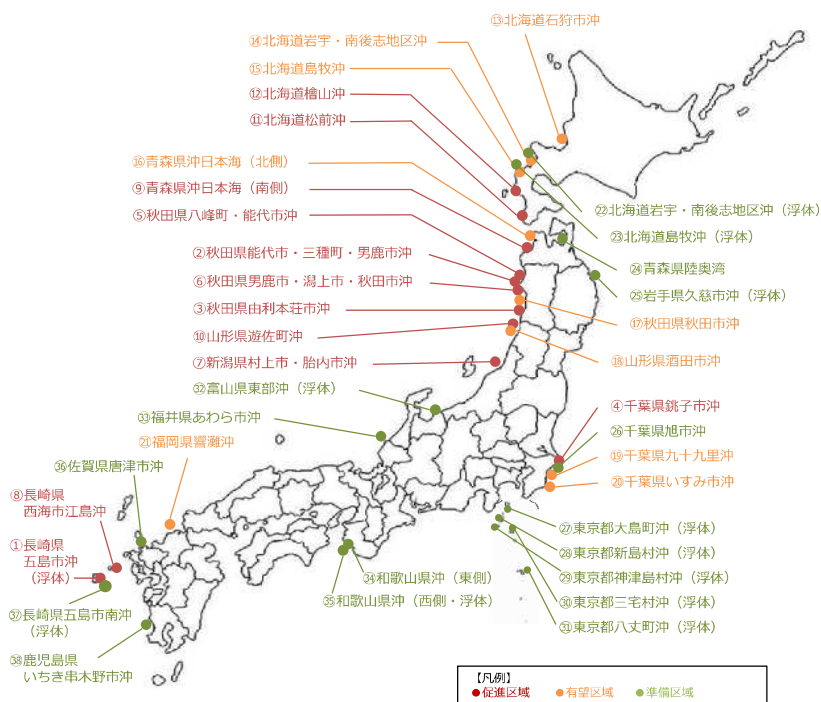


- 有望区域の要件（促進区域指定ガイドライン）**

 - 促進区域の候補地があること
 - 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
 - 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾・防衛との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること
- 協議会の設置（再エネ海域利用法第9条＋ガイドライン）**

 - 有望区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会を設置
 - 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成
 - 協議会は可能な限り公開で議論

促進区域・有望区域等の指定・整理状況(令和7年10月3日時点)



※容量の記載について、事業者選定済の案件は選定事業者の計画に基づく発電設備出力量。それ以外は、事業者が確保している系統接続の最大受電電力、または系統確保スキームで算定した当該区域において想定する最大出力規模であり、区域の調整状況に応じて変動しうるもの。

区域名	万kW※	
促進区域	①長崎県五島市沖（浮体）	1.7
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	41.5
	③秋田県由利本荘市沖	73.0
	④千葉県銚子市沖	37.0
	⑤秋田県八峰町・能代市沖	37.5
	⑥秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	31.5
	⑦新潟県村上市・胎内市沖	68.4
	⑧長崎県西海市江島沖	42.0
	⑨青森県沖日本海（南側）	61.5
	⑩山形県遊佐町沖	45.0
有望区域	⑪北海道松前沖	25～32
	⑫北海道檜山沖	91～114
	⑬北海道石狩市沖	91～114
	⑭北海道岩手・南後志地区沖	56～71
	⑮北海道島牧沖	44～56
	⑯青森県沖日本海（北側）	30
	⑰秋田県秋田市沖	37
	⑱山形県酒田市沖	50
	⑲千葉県九十九里沖	40
	⑳千葉県いすみ市沖	41
準備区域	㉑福岡県響灘沖	48
	㉒北海道岩手・南後志地区沖（浮体）	㉓東京都八丈町沖（浮体）
	㉔北海道島牧沖（浮体）	㉕富山県東部沖（浮体）
	㉖青森県陸奥湾	㉗福井県あわら市沖
	㉘岩手県久慈市沖（浮体）	㉙和歌山県沖（東側）
	㉚千葉県旭市沖	㉛和歌山県沖（西側・浮体）
	㉜東京都大島町沖（浮体）	㉝佐賀県唐津市沖
	㉞東京都新島村沖（浮体）	㉟長崎県五島市南沖（浮体）
	㊱東京都神津島村沖（浮体）	㊲鹿児島県いちき串木野市沖
	㊳東京都三宅村沖（浮体）	
	㊴東京都都三宅村沖（浮体）	